

第二管区海上保安本部公示第 16 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 6 年 6 月 18 日

第二管区海上保安本部長

山戸 義勝（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

第二管区海上保安本部

宮城県塩釜市貞山通 3-4-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区 域 宮古港（付図に示すとおり）

ロ 期 間 令和 6 年 7 月 16 日から

令和 6 年 9 月 30 日までのうち 10 日間

3 水路測量の実施方法

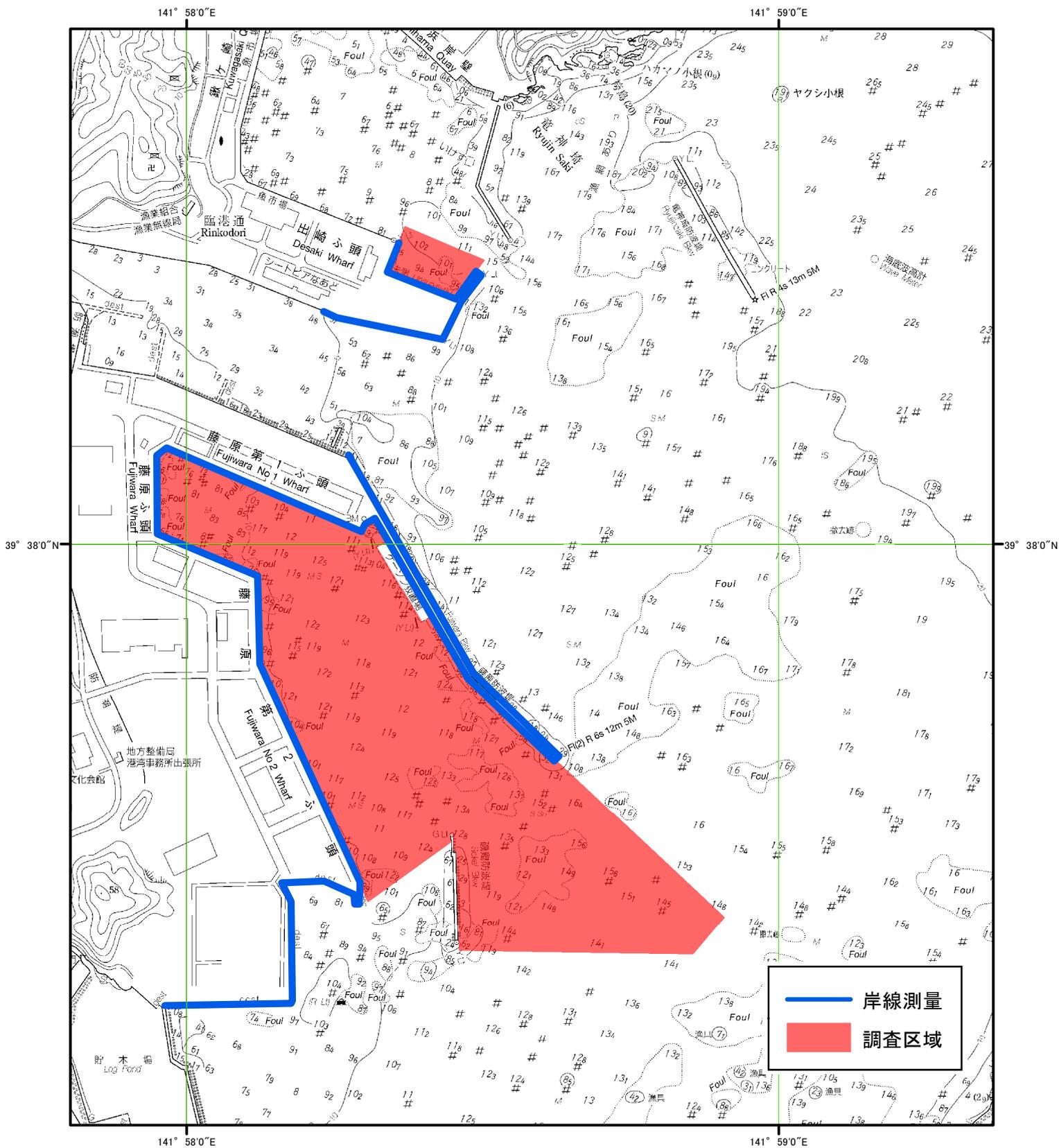
GNSS 測位機による測位及び音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

イ 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲載する。

ロ 二管区水路通報により周知する。

調査区域



— 岸線測量  
■ 調査区域

メートルの尺度

